28 西審保福第 16 号 平成 29 年 1 月 12 日

西東京市長 丸 山 浩 一 殿

第4期西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について(答申)

西東京市保健福祉審議会 会長 須 加 美 明

平成28年10月13日付28西健生第808号による諮問について、当審議会において慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 諮問事項

第4期西東京市地域福祉計画を策定するにあたっての基本的な考え方について

2 答申事項

(1) 基本的な考え方

平成24年8月6日付24 西審保福第5号「第3期西東京市地域福祉計画を策定するに当たっての基本的な考え方の答申書」により示した考え方及び基本的視点を踏襲し、「第3期地域福祉計画の取組を発展的に継続していくこと」を基本的な考え方として、第4期西東京市地域福祉計画を策定していくべきこと。ただし、これに当たっては、時間的な経過による必要な修正等を加え、この間の制度変更や社会情勢の変化を反映させること。

(2) 基本的視点

第4期西東京市地域福祉計画を策定するにあたっては、次の事項につき検討を行い、反映させること。

- ① 地域福祉計画に基づいて実施する事業と地域包括ケアシステムとの整合を図ること。
- ② 生活困窮者自立支援制度について、地域福祉計画の中で位置づけること。
- ③ 地域福祉施策 (特にネットワークの構築を目的とした事業) について、それぞれの事業の検証を行い、市民にとってわかりやすいシステムを構築すること、またはそれぞれの事業の間で連携を進めることにより、それぞれの事業の効果をより高めていくための仕組づくりに取り組むべきこと。